

報告事項 2

沼津市立図書館の開館時間の変更(案)に係る パブリック・コメントの実施について

1 案件名

沼津市立図書館の開館時間の変更(案) 別紙

2 実施の通告

- (1) 広報ぬまづ 令和3年4月1日号に掲載
- (2) 市ホームページ上に掲載

3 意見の提出期間

令和3年4月9日(金) ～令和3年5月8日(土)

4 意見を提出できるものの範囲

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤又は通学する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- (4) その他本案件について利害関係を有する者

5 結果の公表予定時期

令和3年5月中頃

沼津市立図書館の開館時間の変更(案)

1 概要

沼津市立図書館では、平成5年7月の施設オープン以来、平日の閉館時間を火曜日から木曜日は18時30分、金曜日は21時と、変則的なサービス体制を採ってきました。これは、当時、週休二日制の導入が進み、金曜日の夜は定時で仕事を切り上げ、食事や遊びに行く、また、読書等で自分の時間を充実させるという時代を背景としたものでしたが、27年間を経た現在、社会状況や利用者ニーズの変化により見直しを図る必要が生じています。

そのため、火曜日から金曜日の終了時間を統一するとともに、時間を30分延長して19時までとする変更を検討しています。

2 変更内容（沼津市図書館条例施行規則第3条で定める開館時間） （変更前）

名称	曜日	時間
沼津市立図書館	<u>火曜日から木曜日まで</u>	9時30分から <u>18時30分まで</u>
	<u>金曜日</u>	9時30分から <u>21時まで</u>
	月曜日から金曜日までの日が <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）</u> に規定する休日となる日	9時30分から17時まで
	土曜日及び日曜日	

（変更後）

名称	曜日	時間
沼津市立図書館	<u>火曜日から金曜日まで</u>	9時30分から <u>19時まで</u>
	月曜日から金曜日までの日が <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）</u> に規定する休日となる日	9時30分から17時まで
	土曜日及び日曜日	

3 変更年月日

令和3年7月1日から

4 金曜日の利用状況

- ・ 令和元年度の金曜日の利用者(1日平均)は、1,105人、そのうち19時から21時の利用者数は117人で、利用者の約1割でした。

(注) 視聴覚ホールや講座室での会議・イベント等の利用も含まれているため、図書資料の利用者数と異なります。

- ・ 仕事、習い事や部活動等の帰りに図書館に立ち寄られる方は概ね19時までの利用です。

5 近年、新たに開始した図書館サービス

- ・ 令和2年1月から、各地区センターでは、地区センター図書室にある書籍だけでなく、市立図書館の蔵書の貸出し・返却を実施しています。
- ・ 令和3年1月から、パソコンやスマートフォン、タブレット等から来館せずに本を借り、返却することができる電子書籍サービスを提供しています。

6 その他

- ・ 沼津市立図書館4階の講座室、視聴覚ホール、展示ホール等は、従来どおり21時まで利用できます。